入間市まち・ひと・しごと創生総合戦略(骨子案)

I 基本的な考え方

1 趣旨

- ・日本全体で人口減少局面を迎えている中、地方に活力を取り戻すため、「まち・ひと・しごと創生法」 (以下、「創生法」という。)及び「地域再生法の一部を改正する法律」の地方創生関連2法が成立(平成26年11月21日)し、全国の自治体で地方創生に関する総合的な取り組みを進めています。
- ・平成 26 年 12 月 27 日には、日本の人口の現状と将来の姿を示し、人口問題に関する国民の認識の共有を目指すとともに、今後、取り組むべき将来の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」とこの長期ビジョンを踏まえて 2015 年度を初年度とする今後 5 か年の政策目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定されました。また平成 27 年 6 月 30 日には「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げられた基本目標及びその達成に向けて作成された政策パッケージ・個別施策について、今後の対応方向をとりまとめた「まち・ひと・しごと創生基本方針 2015」が閣議決定されました。
- ・創生法第 10 条では「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定が努力義務とされており、この ため、平成 27 年度には自治体においても策定が進められました。人口減少に歯止めをかけ、将来に わたって活力ある社会を維持していくため、独自の戦略を自ら考え、自ら実行していくことが自治体 に求められています。
- ・これらの動向をふまえつつ、入間市においても「入間市人口ビジョン」とこのビジョンに基づく「入間市総合戦略」を策定するものです。

2 基本的視点

- ・国においては、「まち・ひと・しごと創生法」を制定した上で、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、それを踏まえた「まち・ひと・しごと総合戦略」を策定しています。その中で人口減少の改善に向けた方向性として、「東京一極集中の是正」、「若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現」、「地域の特性に即した地域課題の解決」という三つの基本的視点を設定しています。
- ・人口減少を改善していくための視点は自然増と社会増の二つがありますが、いずれか一方だけではなく、各自治体においてそれぞれの実情に合わせてバランスよく施策を構成していくことが必要になる ものと思われます。
- ・本市の現状を分析すると、若年層に減少傾向が見られるものの、現時点では一定の人口規模を要し、 各年代別に人口が分布していること。今後も東京都に継続して人口が流入することが見込まれている ことから、自然増に向けた施策と、社会増に向けた施策をバランスよく実施し、相乗的な効果を生み 出していくことが必要となります。
- ・そのため、本市として人口減少に対応し、将来にわたって安定的な市政運営を継続していくために目 指すべき方向性として、以下の3つの視点を設定します。

〇基本的視点1:首都圏に流入する人口から選択されるまちづくりの推進

「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」でも分析されているように、東京圏は全国で唯一今後も 人口流入が継続されることが見込まれています。本市はこれまで首都圏近郊のベッドタウンとして 発展してきた経過があり、首都圏にありながら良好な住環境を目指したまちづくりを維持発展させ てきました。今後も継続して生活都市としての住環境の整備に力を入れながらも社会環境の変化に 応じた定住地として選ばれるまちづくりを進めます。

〇基本的視点2:若い世代の希望を実現できるまちづくりの推進

将来にわたって安定した市政運営を継続し、充実した生活環境を提供していくためには、バランスの良い人口構造にしていく必要があります。現在、少子化、高齢化が急速に進行し、生産年齢人口には減少傾向が見られます。こうした偏りを是正するためにも、若い世代が本市での生活に魅力を感じ、定住を選択するようなまちづくりを進めます。

○基本的視点3:地域の資源やポテンシャルを活かしたまちづくりの推進

東京都に隣接しつつも、圏央道が概ね完成したことで関東1都6県における交通アクセスにおいて 非常に利便性が高い位置にあるという地理的要素は、本市を含む埼玉県南西部地域の大きなメリットです。首都圏近郊にあって日常生活における利便性は確保しながらも豊かな自然に恵まれ、災害にも強い地域であるなど、本市を含む地域には生活都市として選択される大きなポテンシャルがあります。地域で連携しつつ、エリアとしての強みを生かしたまちづくりを進めます。

Ⅱ 基本方針

1 戦略の位置づけ

(1)入間市まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要

- ・入間市総合戦略は、人口が減少傾向に移行した本市において、今後も安定した行政運営を継続し、 充実した市民生活を確保していくために、国の総合戦略の基本的な考え方や政策 5 原則を踏まえ、 本市における「人口減少と地域経済縮小の克服」、「まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立」を 目指して策定するものです。
- ・総合戦略は、入間市人口ビジョンが示す将来展望を踏まえ、平成 27 (2015) 年度を初年度とし、平成 31 (2019) 年度を目標年度する 5 か年にわたる計画として策定します。

(2)総合戦略と総合計画の関係性

- ・入間市総合戦略は、本市における人口減少への対応施策を戦略的に配置した事業計画ですが、総合 計画は、そうした施策を含む、本市の総合的な振興・発展を目的とした計画となっています。
- ・本戦略に基づく施策・事業は、「入間市総合計画」を通して実施することとします、具体的には、毎年度策定する実施計画に本戦略の施策・事業を位置づけ、予算化、事業実施を図ります。
- ・第5次総合振興計画の期間は平成28年度までとなっていることから、平成29年度を初年度とする次期入間市総合計画における「まち・ひと・しごとの創生」に関連する施策については、総合計画基本構想を視野に入れつつ、総合戦略において先行的に調整を図った上で、次期総合計画に反映させていくこととします。
- ・本戦略は近隣4市(所沢市・飯能市・狭山市・日高市)の戦略と整合を図った上で策定することとし、広域で課題解決に取り組む施策や広域的な魅力を発信する施策を位置づけていくこととします。

(3) 基本目標の設定と推進体制、検証

- ・国の総合戦略が示す政策 4 分野における基本目標を踏まえ、本市の特性に応じた 5 年後の基本目標を定めるとともに、設定した基本目標の実現に向けて講ずべき施策に関する基本的方向と具体的な施策を記載し、それぞれに実現すべき施策効果を客観的に検証するための指標(KPI)を設定して進行管理に努めていきます。
- ・設定した目標等については、外部有識者等の参画による機関を設置し、効果の検証、戦略の評価を 行うこととします。また、評価結果を踏まえて随時必要な見直しを行っていくなど、PDCAサイ クルに基づく進行管理を実施していきます。

Ⅲ 今後の施策の方向

1 戦略の基本目標

○基本目標1:働きやすい、創業しやすいまちづくり

(国の基本目標① 地方における安定した雇用を創出する)

○基本施策

- ・企業誘致による雇用創出
- ・高齢者や女性の就労機会の創出
- ・若者の地元就労支援
- 女性、若者、高齢者の創業支援
- ・都市近郊農業の振興

〇基本目標2:戻ってきたい、住んでみたいまちづくり

(国の基本目標② 地方への新しい人の流れをつくる)

○基本施策

- ・結婚時の居住促進
- ・同居、近居の促進(Uターン)
- ・ 通勤可能エリアのアピール (I ターン)

〇基本目標3:安心して子育てできるまちづくり

(国の基本目標③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる)

○基本施策

- 結婚支援
- ・出産から子育てまで一貫したサポート体制の整備
- ・保育所、幼稚園、学童保育室、ファミサポなど子育て環境の充実
- ・子ども未来室など教育環境の充実

〇基本目標4:住みやすさが実感できるまちづくり

(国の基本目標④ 時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する)

○基本施策

- ・バラエティに富んだ住環境の更なる充実
- ・生活の質の良さの更なる向上
- ・5市連携による住環境向上

2 基本目標の展開

〇基本目標1:働きやすい、創業しやすいまちづくり

基本施策	施策
・企業誘致による雇用創出	・新たな用地の確保
	・工場等跡地の利用促進
	・シティセールスの推進
・高齢者や女性の就労機会の創出	・ハローワークとの連携
	・高齢者の就労支援
	・女性の就労支援
若者の地元就労支援	・ハローワークとの連携
	・地元企業への就労支援
・女性、若者、高齢者の創業支援	・創業相談
	・創業支援事業者との連携による支援
	体制の整備
	・継続した経営支援
・都市近郊農業の振興	・6次産業化の促進
	・観光農園の振興
	・地産地消の促進

(1) 企業誘致による雇用創出

①新たな用地の確保

企業誘致のため、新たな用地の確保や整備等を検討します。

②工場等跡地の利用促進

工場等の移転情報等の収集に努め、工場等として継続利用を促進します。このため、商工会や金融機関等との連携を強化します。

③シティセールスの推進

企業や人材の誘致のため、シティセールスを推進します。このため、創業・経営環境の良さ、人材確保の容易さなど、"売り"(魅力)の向上に努めます。

(2) 高齢者や女性の就労機会の創出

①ハローワークとの連携

企業を定年退職した人や、子育てを終えた女性など、就労を促進するため、職業安定所(ハローワーク)やシルバー人材センター等との連携を強化します。

②高齢者の就労支援

高齢になっても能力を発揮できる環境づくりを進め、働き続けることができる"生涯現役社会"づくりを推進します。

③女性の就労支援

結婚・出産を機に退職する女性が、就労を継続したり、子育てが終わったあとに再び就労したり、 仕事と介護を両立したりできる、"女性が活躍する社会"づくりを推進します。

(3) 若者の地元就労支援

①ハローワークとの連携

若者の地元企業への就労を促進するため、職業安定所(ハローワーク)等との連携を強化します。

②地元企業への就労支援

地元企業の採用を促進するため、若者を採用した場合の企業の支援に取り組みます。

(4)女性、若者、高齢者の創業支援

①創業相談

女性、若者、高齢者をはじめとした市民が、自らの能力を生かしてビジネスという手段によって社 会貢献できるよう、創業に向けた相談等の支援の充実を図ります。また、地域活性化や雇用の確保 を狙いとして地域の開業率の向上に努めます。

②創業支援事業者との連携による支援体制の整備

相談から創業に至る間を総合的に支援するため、商工会、金融機関、行政が総合的に支援するしくみ、環境を整備します。

③継続した経営支援

創業後、安定した経営が行われるよう、継続してきめ細かな支援を行います。創業相談から創業後の経営支援まで、一貫して対応するために、商工会をワンストップ窓口として経営支援を行う体制を整備します。

(5) 都市近郊農業の振興

①6次産業化の促進

本市の主要な産業である「茶」をはじめとした農業の振興により、地域経済の活性化に資するとともに、就労の場の安定確保に努めます。このため、加工や販売まで一貫して行う農業の6次産業化についても、その推進を図ります。

②観光農園の振興

既存の農産物のほか、新たな特産品づくりを進めるなどして観光農園を整備促進します。 周辺自治体に立地する観光資源等との連携を図り、観光客の誘致を図ります。

③地産地消の促進

企業や人を誘致するにあたっては、おいしく、安心して食べることのできる農産物を容易に入手できる環境をつくり、魅力アップにつなげるとともに、地産地消の拡大を図ります。

〇基本目標2:戻ってきたい、住んでみたいまちづくり

基本施策	施策
・結婚時の居住促進	・不動産情報の提供
	・転入支援
	・子育てに対応した住宅支援
・同居、近居の促進(Uターン)	・不動産情報の提供【再掲】
	・転入支援【再掲】
・通勤可能エリアのアピール (I ターン)	・都心への近接性の確保
	・地域公共交通の充実(夜間)
	・シティセールスの推進

(1) 結婚時の居住促進

①不動産情報の提供

市内で営業する不動産業者と連携し、結婚等の各ライフステージに応じた住宅情報の提供を促進します。

②転入支援

市外からの転入を促進するため、住宅、子育て支援、生活環境など、結婚後の入間市での暮らしをイメージできる環境整備と情報提供に努めます。

③子育てに対応した住宅支援

子育て世代等の居住する住宅のリフォームを支援するなど、「子育て支援住宅」の整備を促進します。

(2) 同居、近居の促進(Uターン)

- ①不動産情報の提供【再掲】
- ②転入支援【再掲】

(3) 通勤可能エリアのアピール

①都心への近接性の確保

都心への通勤圏である住宅都市として、鉄道事業者との連携を図り鉄道輸送の充実を図ります。

②地域公共交通の充実(夜間)

鉄道駅から自宅までの移動手段として、公共交通事業者との連携を図り、バスなどによる地域公共 交通の充実を図ります。特に、運行時間の拡充を図ります。

③シティセールスの推進

移住を促進するため、シティセールスを推進します。都心部や県内各所、多摩地区等への通勤可能 エリアであることをアピールします。

〇基本目標3:安心して子育てできるまちづくり

基本施策	施策
・結婚支援	・婚活の支援
・出産から子育てまで一貫したサポ	・妊娠期(妊娠前を含む)の支援
ート体制の整備	・ 出産前後の支援
	・出産後の支援
・保育所、幼稚園、学童保育室、	・保育サービスの充実
ファミサポなど子育て環境の充実	・幼児教育の充実
	・子育て支援の充実
・子ども未来室など教育環境の充実	・学校教育の充実
	・放課後の支援
	・安全で快適な教育環境の充実

(1) 結婚支援

①婚活の支援

結婚を希望している市民に対して出会いの場を提供し、若者の結婚を促します。

(2) 出産から子育てまで一貫したサポート体制の整備

①妊娠期(妊娠前を含む)の支援

妊娠期の健康保持のための妊婦健康診査の受診を支援するとともに、両親学級などのプログラムの 充実を図ります。また、不妊に関する支援を行います。

②出産前後の支援

出産前後の母親のいる家庭への家事・育児支援サービス等の充実を図ります。また、医師会等との連携を図り、周産期・新生児医療の充実を図ります。

③出産後の支援

母子の健康確認や情報提供等のため、保健師や助産師による家庭訪問を行うとともに、乳幼児健康 診査の充実を図ります。

(3) 保育所、幼稚園、学童保育室、ファミサポなど子育て環境の充実

①保育サービスの充実

保護者の就労等を支援するため、保育所の体制整備を図るとともに、延長保育や病後児保育など各種保育サービスの充実を図ります。また、児童の保育環境を充実させるため、学童保育室の整備を推進します。

②幼児教育の充実

幼稚園の体制整備とともに、幼児教育の内容の充実を図ります。

③子育て支援の充実

地域ぐるみで子育てを支援し、見守るための体制づくりを進めます。また、地域における支え合いのしくみであるファミリー・サポート・センターの充実を図ります。

(4) 子ども未来室など教育環境の充実

①学校教育の充実

小中一貫教育を導入するなど、特色ある教育活動を進めます。

②放課後の支援

児童の放課後の生活の安定のため、放課後子ども教室の充実を図ります。

③安全で快適な教育環境の充実

児童生徒の教育環境を充実し、学習成果の向上につなげます。

〇基本目標4:住みやすさが実感できるまちづくり

基本施策	施策
・バラエティに富んだ住環境の 更なる充実	・余暇の充実
	・子育てしやすい環境づくり
	・通勤・通学の利便性向上
	・防災・減災の推進(災害が少ない)
	・地域コミュニティの再構築
・生活の質の良さの更なる向上	・買い物利便性の向上
	・都心へのアクセス性向上
	・豊かな自然環境の保全
	・市民活動の促進
	・シティセールスの推進
・5市連携による住環境向上	・施設の相互利用の充実
	・地域公共交通の連携
	・防災体制・防災活動の連携

(1) バラエティに富んだ住環境の更なる充実

①余暇の充実

市民が充実した生活都市を実感するためにはリフレッシュする場も重要であり、多様な余暇を過ごすことのできる環境づくりを進めます。周辺自治体と連携し、補完し合うことによって、生活都市としての充実を図ります。

②子育てしやすい環境づくり

子どもにかかる各種支援の総合化を図るとともに、切れ目のない支援を行います。特に、周産期、 小学校入学時、中学校入学時など、制度・サービスをスムーズにつなげます。

③通勤・通学の利便性向上

住宅都市として発展していくためには、通勤・通学の利便性の向上が不可欠であり、鉄道・バスなどの公共交通機関と連携を図り、その充実に努めます。

④防災・減災の推進

安心して暮らせるためには、安全、安心のための対策も重要であり、特に、地震や豪雨などによる 自然災害への対応を強化するとともに、災害発生時にはその被害を最小限に抑えるよう、減災対策 にも取り組みます。

⑤地域コミュニティの再構築

市民生活のすべての場面において、地域コミュニティの果たす役割には大きなものがあります。地域における支え合いは、地域社会の基盤ともなるものであることか、コミュニティづくり、自治振興を推進します。

(2) 生活の質の良さの更なる向上

①買い物利便性の向上

市内には多くの大型店が立地していますが、高齢化が進む中で徒歩圏内の身近な商店や移動式や配達方式の店舗の必要性が高まっており、生活基盤のひとつとして、その確保を図ります。

②都心へのアクセス性向上

鉄道やバスなどによる、都心へのアクセス性の向上を図ります。また、鉄道・バスなどの公共交通事業者と連携し、輸送力の増強、営業時間の拡充など、市民生活を支える交通手段の充実を図ります。

③豊かな自然環境の保全

加治丘陵や入間川など、本市の優れた資源の一つである自然環境を市民の憩いの場などとして保全・活用します。

④市民活動の促進

地域コミュニティだけでなく、ネットワーク型のコミュニティ、地域の課題解決に取り組む市民活動など、より豊かなに暮らそうとする市民の活動を促進します。

⑤シティセールスの推進

バラエティに富んだ住環境があることと生活の質の良さがあることを市内外にアピールします。

(3) 5市連携による住環境向上

①施設の相互利用の充実

本市が単独で市民生活すべてを支えるのは困難であり、出来る限り、周辺自治体と補完し合いながら市民サービスの充実を図ります。このため、公共施設等の相互利用を推進します。

②地域公共交通の連携

地域公共交通の相互連携を図るとともに、西武池袋線と西武新宿線の駅間の交通手段の確保など、市民の利便性の向上につながる連携に取り組みます。

③防災体制・防災活動の連携

災害時には、広域連携による対応が不可欠であり、日頃から連携の強化を進めます。また、遠隔地 との連携に際しても、防災活動が円滑にできるよう、周辺自治体との連携を進めます。